

「事務局たより」番外編 《札幌・東京事務局から》

「英雄」ではない 引き裂かれた青春

根岸 正和（事務局・札幌）

1946年11月3日、日本国憲法が公布されて71年を経た今日、一条一句変えることなく国民の生活に根づいている。一度も戦火を浴びることなく、また、問題をかかえながらも、日本は武力を笠に言い分を通す国ではないと知れることで、からくも諸外国の信頼を得てきた。テロの標的にされないことで、それは証明されている。

しかし安倍独裁ともいえる近年の政局は憲法の平和を危うくしている。特定秘密保護法を強行成立させ、PKOを歪曲して海外に武装・自衛隊を出動させ、ソマリアでは危機一髪にまで瀕した。

さらには戦争法（安保法制）、テロ防止対策の名のもと共謀罪法を成立させ、防衛省

には5兆円を超える防衛費予算案を計上させ、900⁺を飛ばす巡航ミサイルをアメリカから押し売りされ、その一方では、沖縄の永久基地化を強行している。沖縄では翁長知事や県民の大半が新基地建設反対の声をあげているのを抹殺、ピケを張る住民に対し「土人」と蔑み、国の沖縄振興予算（平和予算）を減額している。

この危うさは隣国との関係にも及んでいる。北朝鮮の核実験やロケットの飛翔物体にはJアラートを鳴らし、避難訓練までに騒ぎを拡大するなど異常に過ぎる。確かに、北朝鮮は予測し難い危険を振りまいているが、これを逆手に、国内世論をむりやり誘導しようとする底意が明らかだ。自衛隊に強力なミサイルを配備することは、自ら標的存在を公言することになる。既に憲法第九条は条文の限界を超える危う過ぎる軍体制下にあるといえよう。

2018年の冒頭に出た北朝鮮対アメリカのトップ同士による核ボタン操作の安易な火遊びは人類にとって最大の脅かし危険要素である。日本は「核の傘」下にあると

の理由で「核兵器禁止条約」締結にも反対した。安倍内閣は、現憲法をアメリカによる押しつけというが、安倍内閣こそ、アメリカによる戦争政策の押しつけを唯々諾々と歓迎している。

1941年12月8日、当時の憲法は大日本帝国憲法といった。天皇を「神聖にして侵すべからず」と位置づけ、天皇の号令一下、真珠湾無通告爆撃を敢行した。ハワイで一服中の兵員や戦艦や基地一帯を無差別に爆撃、これを「大本営発表」として過剰宣伝することで、国内を「大勝利に沸く日本」に仕立て上げ、軍国日本とした。

この同じ日、北海道帝国大学工学部学生・宮澤弘幸ら111人（最終126人）が外謀容疑（スパイ）で検挙され、身柄拘束された。逮捕状抜きで、拘束理由さえ明示されず「何が何だか理解が出来ない突然の出来事」だった。アメリカへの奇襲と同時の日本国内においても突然襲いかかってきた国家権力による犯罪である。

これが冤罪だったことは、先達・上田誠吉弁護士による告発をはじめ、本編刊行によっても明らかにしてきているので、小欄で繰り返すことはないが、天皇国家・軍事政権に反旗をかざす者、いや、それどころ

か、目障りなものは全て処罰し排除する思
い上がり、際限のない残虐性は何度糾弾
しても収まらない。

それは敵味方関係なく、憲法にも関係な
く恣いままに自己に絶対の体制を作ってい
く。緊急事態、戦時体制の傘の下、軍機保
護法の改悪から始まって、国防保安法、戦
時特例法、治安維持法、国家総動員法と枚
挙にいとまなく、手前勝手に法令を制定し
外堀を埋め、本丸をたやすく解体する。日
本の歴史、あえて戦国時代に遡らなくても
虎の巻となって教えてくれている。

その惨禍は全て国民に被さる。何の罪も
ない忠良な臣民さえ罪人にする。

宮澤弘幸という、青春真っ只中の大学生
に対して、思想的にはごく普通の軍国少年
だった若者に、突然、懲役15年という重罪
判決を下した。罪なき者に罪を着せるには
拷問がある。見せしめ以外の何物でもない
だろう。国民には身震いするほどの恐怖を
覚えさせ委縮させる効果があった。青春を
引き裂く国家犯罪の恐ろしさである。

ただ、この国家権力による犯罪を広く伝
えるにあたって気になることがある。国家
の残虐性を強調する裏返しなのか、国家の
残虐に耐え抜いた宮澤弘幸を「英雄」とし
て位置付ける風が見られることである。彼

の何を指して「英雄」としているのか前後
の文脈が不明なところもあるが、なぜ普通
の学生ではないけないのか。彼の学生時代の
行動からはスポーツマンであり、旧満州を
旅行したり、戦車にのってみたり、知見を
広めようとする普通の学生であった。

彼を英雄視しようとする人たちの論考な
どをみると、拷問に耐え抜いて一切の自白
を拒否したとか、自身の身に迫った危機を
顧みず師との信義を重んじた、果ては反天
皇制への芽とまで強弁している。この強弁
自体が正確さを欠いているが、仮に、一人
の若者を英雄にすることで、自分らの主張
や立場を正統化する底意があるのなら、天
皇を神聖不可侵にして軍国日本に走った先
兵たちと重なり、嫌な気分になる。

負けるときは負けても、勝つ

わたしは、負けるときは負けてもいいの
ではないかと思っている。拷問に耐え切れ
ず、特高に言われるまま虚偽の自白をした
として、誰が非難できるだろうか。我が身
可愛さを優先して、何にもとるのか。いま
安全地帯にいる私たちに言えることなど何
もないと思う。

かつて1959年、毎日、朝日、読売の
新聞・全国紙は北海道進出にあたって激戦

を展開した。その裏では激的なコスト削減
が策され、毎日新聞は別会社とした。一番
のしわ寄せは人件費で、現地で採用した労
働者の賃金、労働条件は東京採用よりも格
段に低く最悪の環境だった。今日社会的問
題となっているブラック企業である。

必然的に労働組合が結成され、わたし自
身も執行委員長として先頭にたったことも
あるが、正直いつて負け続けた。差別
の根源である「別会社植民地政策」は日本
が中国を侵略し現地住民を弾圧した政策と
同根であり、企業には企業の論理があるの
だろう、生易しいことではなかった。

しかし個々の局面では負け続けながらも
挫けたことはなく、20年の軌跡を経て19
77年10月、差別撤廃闘争に堪え、全員が
毎日新聞社員同格の権利を獲得した。この
間、一人の英雄もなく、つらくともせず、
ただただ労働者としての団結を信じ、気が
つけば巨大なパワーとなるエネルギーが蓄
えられるなど貴重な体験をした。一企業で
あっても、不正を糺し、労働者が団結して
闘うならば、必ず道は拓かれるのだ。国家
が歴史に逆らい、如何に国民を欺いても、
必ず真つ当な結果が下るものである。

いま、そんなことを思いながら、本編刊
行に加わっている。

九条改憲阻止へ

「国会へ行こう！」

水久保文明（事務局・東京）

既に紹介されているように、80年代の「国家秘密法」制定の謀略は阻止できた。その牽引車となったのはマスコミ労働者だった。当時、私は毎日新聞労働組合の専従書記で、千代田区労協の役員の一員として、この反対運動にかかわっていた。

「国家秘密法粉碎千代田共闘会議」という、ものものしい名称だったが、東京・千代田区内の労働組合や民主団体、法律事務所（弁護士）などに呼び掛けて反対組織を立ち上げた。同時に労働組合にはスト権を立てて闘うことを呼びかけた。それに即座に responding してきたのが新聞、出版、放送などマスコミ関係の労働組合だった。私の所属する毎日新聞労組も、賃上げなどのスト権と合わせ「国家秘密法阻止スト権」を立てた。

運動を広げるため、新聞への意見広告掲載の取組みを始めた。当時、この運動は新しい試みだった。呼びかけ人を募り、カンパ集めに奔走した。2000万円近く集まり、朝日、毎日両新聞への掲載に成功した。

そのときの呼びかけ人の一人に明治大学弁論部の部長がいた。言論・表現の自由の危機に学生たちも立ち上がったのだ。その部長がいま、日本体育大学の教授の清水雅彦さんだ。秘密保護法反対の運動の中で、清水さんと再会したことに驚きを禁じえなかったし、ぶれることなく言論・表現の自由を守るために闘いつづけていることに、感嘆した。清水教授をはじめ当時の方々との接触は私の自慢となっている。

この「国家秘密法粉碎千代田共闘会議」はその後、小選挙区制反対、拘禁二法反対、PKO反対などの課題に取り組み、現在では「平和と民主主義を推進する千代田の会」として、悪法阻止の運動に引き継がれ、活動を継続している。

秋間美江子さんとは2002年に、2泊3日の旅をご一緒した。山野井孝有さんの長男で、登山家の山野井泰史さん夫妻が植村直己冒険賞を受賞し、その式典（兵庫県・日高町＝現・豊岡市）に同行したときのことだ。当時、秋間さんと山野井さんの関係は聞いていたが、宮澤弘幸さんの冤罪事件のことは全く語らなかつた。だから「真相を広める会」で出会った時は驚きだった。

「真相を広める会」の運動での成果の一つは北大に冤罪だったと認めさせたこと

だ。さらに連動させて、大学の公式史に記載を約束し、語学に優秀な学生を対象に「宮澤賞」を設けたことは大きい。

「真相を広める会」の発足時目標の一つに「宮澤弘幸さんの名誉回復」を北大に求める、がある。北大が冤罪を認め、関連事業を構えたことは、その「行間」において名誉回復がなされたと理解している。

名誉回復の方法には①復学・卒業②謝罪③慰謝料の支払い——などが考えられる。卒業は宮澤さんが既に亡くなっているから意味をなさない。謝罪は大学にとって、戦前の先輩たちを批判することになる。これはある意味、当局にとっては屈辱的であり一番難しいだろう。慰謝料は算定基準すらなく、現実にはそぐわない。

これらの観点から冤罪を認め、大学史に明記し、「賞」を設けたことは、北大としてぎりぎりの「名誉回復」作業だったと読み取れる。もちろん、だからと言って誤解を招かないために敢えて申し上げておくが、これで宮澤弘幸さんへの北大の対応が免罪されるとはさらさら思っていない。

心残りは「心の会の碑」（仮称）の建碑運動が頓挫したことだ。1159人もの賛同を得たが、実らなかつた。この運動は東京からは隔靴搔痒で、札幌の皆さんを軸にお

任せずるしかなかった。とりわけ、全北大人の力が不可欠だった。「真相を広める会」の幹事会でも議論になったが、出来なかったことは残念だが、まだ可能性はある。沖繩の人たちの金言に「勝利すること、それは諦めないこと」がある。建碑運動の再興は可能だと思ふし、期待したい。

軍靴の音が近づいている。憲法に自衛隊を明記という動きがそれだが、なんとしても止めなければならぬ。安倍政権はこの間、戦争への三つのアイテムを国会での数々を待んで違法・無法な手段で手に入れた。

特定秘密保護法、戦争法(安保法制)、共謀罪法がそれだ。その仕上げが9条改憲なのである。これは許してはならない。

戦争法(安保法制)が強行された日を忘れない。毎月19日には国会を中心とした行動が粘り強く展開されている。私自身も皆勤とはいかないが、精勤に近く参加している。高校生のときには「戦争で殺されるより、戦争反対の運動で死にたい」と公言してはばからなかったが、いまこそその実践の時かもしれない。

「国会に行こう！」を2018年の流行語大賞にしたいと本気で念じている。

そして既に始めていることだが労働組合が憲法改定反対のスト権を立てること。千

代田区労協の大会で「労働組合は賃上げなどの要求実現をめざす組織で、平和や民主主義問題に取り組むのはいかなものか」という質問が出たことがある。

私は「もし戦争が起きた場合、労働組合そのものが否定されるし、賃上げどころではなくなる。平和を守ることが、くらしを守ることであり労働組合を守ることでもある」と答えた。その立場から、改憲反対スト権の必要性を強調していきたい。平和は、連合だの全労連だのと対立していられない重要課題であるからだ。

世界が注目、平和問題への対応

改憲推進派は、いま現行9条はそのまま、新たに第2項を設け、そこに自衛隊を明記することを描いている。手元に「美しい日本の憲法をつくる国民の会」(千代田区平河町・共同代表 櫻井よしこ、出久保忠衛、三好達)が作ったチラシがある。「憲法に自衛隊を明記しよう！」という主見出しで、自衛隊の活動を紹介している。

写真付カラー刷りで、①365日24時間日本の守りに専念②国際平和協力に、世界各国で貢献③国民の暮らしを守るため、年間500回の災害救助活動へ——という主張だ。つまり、こういう自衛隊だから、憲

法に明記すべきだという訳だ。

この手法は「加憲」といわれ、憲法に新たな項目を追加する方式だ。ところが不思議なことに、なぜ明記する必要があるのかという主張が一行もない。改定の理由を説明していないのである。

加憲方式は、17年5月に安倍首相が言い出したことだ。なぜ加憲なのか。それは現行9条の平和条項は既に国民に浸透・定着しており、これを変えるのは困難と判断したからに他ならない。だから、明記の理由を避け、またしても国民を騙そうとしているのである。

一方で首相は「明記しても自衛隊は何も変わらない」と言う。だったら明記の必要はない。かつて、軍機保護法を改定・強化するとき、帝国議会で「冤罪防止」の歯止めとなる付帯決議を付けた。が、それは空文にされた。「自衛隊は何も変わらない」という言葉と、この問題がオーバーラップするのは私だけだろうか。

本意は、明記することによって9条の平和条項を骨抜きにしたうえ、自衛隊の武力行使を公認し海外派兵を始め、戦争への道を開こうとしているのだ。2018年、日本国民は世界の人々からも平和問題の対応が注目される。まさに正念場である。